<u> </u>	道施設工事共通仕様書【土木工事編】 <mark>(令和7年5月1日) 新旧対照表</mark>				
改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧(現行)			
共通仕様書 土木工事編 表紙	水 道 施 設 工 事 共 通 仕 様 書 【土木工事編】	水 道 施 設 工 事 共 通 仕 様 書 【土木工事編】			
	平成25年9月 令和7年5月1日一部改定 いわき市水道局	平成25年9月 令和7年4月1日一部改定 いわき市水道局			

水道施設工事共通什樣書【土木工事編】(令和7年5月1日) 新旧対照表

<u> </u>			
新 (改 定 後)	旧 (現 行)		
	間(現 行) 第1条 この要領は、建設業の働き方改革を確保するため、いわき市木遠局が発往する建設工事において 週休2 日等確保工事(以下、「確保工事」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。 (1) 「週休2 日」とは、対象期間において、土日に限らず、4 週8休(現場間所で28) 窓以以上の現場間所を行ったと認められる状能をいう。なお。現代2 日は、新建日口現場間所と右。「完全網外2 日」とは異なる。 (2) 「週休2 日 ○ 受替制」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら所定の休日率が4週8 休(対象期間がこ現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら所定の休日率が4週8 休(対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者が200分に対した場合が28.5%以上の水準の分態をいう。以上の規制的所に現場に従事した技術者及の対能が関いましました。 (3) 「完全週休2 日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が28.5%以上の水準の分態をいう。以上の規制所再を原則とし、かつ対象期間かで4週8 株(対象期間所を明した、対象期間かそのたると報告という。ない、受者自らが土日以外(役日など)に、現場間所することは可能とする。また、事前の指示・協議により、災害対応や地元閲覧等から土日の風工が指定とないなる場合なと、やむを得ないと認められる場合は上日に代わる現場開所日を設定できるものとする。 (4) 「週末2 日等)とは、「週末2 日」「週末2 日と野動」及び「完全遺体2 日」のいずれかをいう。(5) 対象期間の上は、工事着手日(現場に凝壊的に常能とないとないました。(6) 可規制所列とは、近週代2 日、夏季保証日間、夏季保証日が成りにいている期間、定を連続できまかした。(6) 可規制例の10.5%、発注者があらかとめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の費によらず現場作業を全機なくされている期間など)は含まない。 (6) 可規制所列・日に制度を対象が出ませた。(6) 可規制所列・日に対しまして現場作業が無い状態をいう。(7) 可規格保証)とは、分離発注主事の場合において各党注工事を除くものをきる。 (8) 4 週6 休人、1 4 週7 休人、1 4 週8 休」とは、対象期間内の現場関所・日の割合(以下、「現場関所・日と通して現場所等をとめて1日を通して現場作業が無い状態をいう。(8) 4 週6 休人、1 4 週7 休人、1 4 週8 休」とは、対象期間のの製金となる工事と除りましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし		
	新(改定後) 第2条 (略) (1)~(7) (略) 82		

水道施設工事共通仕様書【土木工事編】(令和7年5月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)		IE	日(現行)		
共通仕様書 第5章 参考資料 いわき市水道局 週休2日等 確保工事	第5条 確保工事の設計価格は、水道施設積算基準第2章第19節「週休2日工事に要する費用の積算」に 基づき積算するものとする。 (1)~(4) 削除	第5条 確保工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。 (1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。 (2) 当初設計価格は、4週8休の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。 (3) 工事の補正項目及び補正率は、水道施設積算基準第2章第19節「週休2日工事に要する費用の積算」に基づくものとする。 (4) 現場完了日時点で現場閉所の達成状況を確認し、4週8休を確保できなかった場合は、達成状況に応じた減額変更を行うものとする。				
実施要領	第6条 (略)	第6条 確保工事について	ては、発注者指定型の	工事である旨等を特	記仕様書等に記載す	るものとする。
P2	第7条 工事成績評定については、次の各号のとおりとする。 (1) 受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、第1評定「5.創意工夫」「その他」の項目で、加点評価を行う。 (2) 受注者の責により4週8休の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2.施工状況」「II.工程管理」において「d」判定とし、第2評定の「2.施工状況」「II.工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価) (3) 令和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない。	第7条 工事成績評定は、4週8休以上の休日の確保が確認できた場合、加点評価を行う。また受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかった場合は、達成状況に応じ減点する。それぞれの評価方法については、別表第2によるものとする。 なお、令和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない。□ 第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。				
	第8条 (略)					0
	別表第1 削除	別表第1(第2条関係) 週休の区分				
		区分	4週6休	4週7休	4週8休	
		現場閉所状況	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	
		現場閉所率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28. 5%以上	
	別表第2 削除	備考 現場閉所日には、『 別表第2(第7条関係)	春雨、降雪等による予	定外の現場閉所日に	ついても含めるもの	とする。
		工事成績評定の採点 区分		評価方法		
		加点 第一評定:「5創意工夫 I. 創意工夫」に4点加点				
		第一評定:「2施工状況 II.工程管理」でd判定 第二評定:「2施工状況 II.工程管理4の項目」に×				
		備考 令和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない。				

水道施設工事共通仕樣書【土木工事編】(令和7年5月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	<u>沒工事共通性禄書【工不工事編】(令和 / 年5月 1日) 新旧对照表</u> 新(改 定 後)	旧(現行)
共通仕様書	<u>水道局週休2日等確保工事実施フロー</u> 削除	
第5章		
参考資料		水道局週休2日等確保工事実施フロー
いわき市水道局 週休2日等 確保工事 実施要領		●当初推算は「4週8株補正」で行う(4週8株を前提とするため) ●特配仕標業等に「発注者指定型(4週8株)」である旨を記載、チェック
4 P4		注 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		受 ・ ●受注者は、4週8体を確保した工程表、実施要領職式1を監督員に提出 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		●受注者は、毎月初めに前月分の実施状況を様式1で報告
		-
		●発性者は、基定とおりの4週8体が連成できない場合、受性者と連成状況に応じた妊娠権 正による変更強調を行う ※指定どお94週8体の達成が可能な場合、変更なし ※変更契約手続きに必要な期間を考慮すること ※週休2日等の確保を目的とした工期の延伸、または、変更手続きに要する期間による工期 の 延伸は認められない
		-
		●受注者は、実施要領導式1の最終実績を監督員に提出する ●発注者の指定どおり、4週8体が達成した場合、工事成績評定において、第一評定の「5 就理工夫 [創理工夫]に4点、加点する
		●末連成となった場合、第一評定者、第二評定者で減点とする ※合和8年3月までに起工する工事の減点評価は行わない。
		各協議、報告の際は「工事打合せ簿」を鑑にして、添付お願いします